

## いわゆる「カジノ解禁推進法」の廃止を求める会長声明

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(以下、「カジノ解禁推進法」という。)が、12月15日未明、衆議院本会議で可決、成立した。

当会は、業務上の経験則から得た以下の理由により、このカジノ解禁推進法成立に対し断固として抗議し、その廃止を求める。

我々司法書士は、これまで、多くの多重債務者から相談を受け、その解決を図り、生活再建を支援してきた。相談の中には、多重債務に陥った理由が競馬・競艇・競輪などのギャンブルや、パチンコ等のための借入れでありギャンブル依存症になってしまっているケースも多い。

ギャンブル依存症は、本人や家族が、依存症に罹患していることを自覚することが難しく、ギャンブルのために借金を繰り返し、多重債務を負い借金漬けになるだけでなく、離婚等で家族を失い、ギャンブル資金のために犯罪に走り、また自ら命を絶ってしまう等、人生そのものの破壊に繋がってしまう。

現在でもギャンブル依存症は、推計で536万人にも上り深刻な問題であることが指摘されているが、より射幸性の高いカジノの解禁により、カジノ施設の設置区域が特定されたとしても、さらにギャンブル依存症者数が激増することは火を見るより明らかである。

まず、今既に発生しているギャンブル依存症問題への対策を強化することこそが、国や地方自治体がなさなければならない喫緊の責務であり、当会はそのことを強く望む。たとえ附帯決議として、ギャンブル依存症患者への対策が盛り込まれたとしても、そうした対策が講じられないままこのカジノ解禁推進法を運用することには反対であり、根本的な予防策はカジノを設置しないことが最大の対策と考える。よって、今現在目の前にある深刻な現実が解消されないかぎり、我々司法書士はこのカジノ解禁推進法の廃止を強く求めるものである。

なお、カジノ解禁推進法の目的が、「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものである」と謳われているが、日本人・外国人にかかわらず多重債務者やギャンブル依存症に苦しむ人々から得たお金によつての地域経済の活性化や財政の改善等はあるべきではないと考える。

また、本年、日本を訪れた外国人観光客は2000万人を超えたと報道され、今後も増えていくことが予想されるが、これは、日本の文化、暮らしやすさ、風光明媚な観光地等、真に日本の良さによるものであり、観光誘致としては、こうした日本本来の良さをアピールすることで実現していくべきである。

平成28年12月20日

長野県司法書士会長 室 賀 真喜男